

# 第三国研修「障害者のエンパ ワーメントと自立生活への国 家支援の改善」 (仮訳)

作成者：

国家障害者審議会（CONAPDIS）

2025



CONSEJO NACIONAL DE  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica





# 第三国研修「障害者のエンパワーメントと自立生活への国家支援の改善」

作成者：

国家障害者審議会（CONAPDIS）



Agencia de Cooperación  
Internacional del Japon

2025 本小冊子は、JICAの協力でCONAPDISと共催で実施した第三国研修の成果に基づいて作成されたものである。



CONSEJO NACIONAL DE  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica



## 障害者のエンパワーメントと自立生活への国内支援の 向上に関する第三国研修

© 国家障害者審議会（CONAPDIS）

事務・技術面の調整を担当するチーム：

マリアナ・カマチョ・コルデロ、  
パウラ・アリアス・アルタビア  
マリア・エウヘニア・サラス・モラ

本小冊子は、JICAの協力でCONAPDISと共催で実施した第三国研修の成果に基づいて作成されたものである。



2025



**CONSEJO NACIONAL DE**  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica

# 目次

- 謝辞 | 5
- はじめに | 7
- 序論 | 8
  - 学習目標11
  - 重要な概念12
  - 期待される成果13
  - 参加国13
- コンテンツの開発|15
  - 国際協力の重要な背景|15
  - 障害者の権利|19
    - コスタリカにおける人権および障害者の権利に関する国内法および国際法 |19
      - 法律第9379号。障害者の自立促進に関する法律 |20
    - ユニバーサルデザインの物理的・デジタルアクセシビリティ|22
      - デジタルアクセシビリティ|22
      - 物理的アクセシビリティとユニバーサルデザイン |23
  - 障害者の参加とアドボカシー|23
  - 個人の自立促進プログラム|24
    - 自立した生活とは何か？|24
    - パーソナルアシスタントとは何ですか？|25
    - パーソナルアシスタンスの目的|27
    - パーソナルアシスタントにはどのような義務がありますか？|27
    - ローテーション|27
    - 自立生活センター|28
- 結論|31





# 謝辞



2024年度、CONAPDIS本部施設における研修生。

第三国研修「障害者のエンパワーメントと自立生活のための国家支援の改善」の運営・管理チームは、**2023年、2024年、2025年**に実施された本研修に、ファシリテーター、パネリスト、または参加者としてご協力いただいた、国家障害者審議会の職員の皆様、外部関係者、および市民社会団体のメンバーの皆様に、心より感謝申し上げます。本日、本報告書の発行をもってその幕を閉じることとなりました。

また、この過程において、ビルビア・ゴンサレス・ウラーテ代表のリーダーシップのもと、本コースの開講を後押ししてくださった理事会の皆様に、心より感謝申し上げます。

また、本コースの実施を支援してくださった国際協力機構（JICA）にも感謝申し上げます。

また、本コースの実施プロセス全般にわたり、同行し指導してくださった張朝英氏にも感謝申し上げます。

同様に、社会参加と自立生活のための特定開発協会（ADEINVI）、カドタ自立生活センター協会、モルフォ自立生活センター、およびリバス・ケツアル障害者協会の講演者の皆様のご参加に対し、深く感謝申し上げます。



CONSEJO NACIONAL DE  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica





# はじめに



2025年度奨学生グループ。

本書は、国際協力機構（以下「JICA」）と国家障害者審議会（以下「CONAPDIS」）との協力活動に端を発するものである。

長年にわたる実りある関係により、あらゆる分野における障害者のインクルージョン推進に向けた重要な取り組みが実現しており、その過程においてJICAによる協力は極めて重要な役割を果たしてきた。

こうした取り組みは1979年にさかのぼり、日本のセラピストや特別支援教育者によるボランティアプログラムを通じて、最初の協力関係が築かれました。その後、2007年には「プロジェクト・カロイエ」と呼ばれる協力プロジェクトが策定され、ブルンカ地域（ベレス・セレドン、南部地域）で実施されました。

この取り組みの主な成果としては、コミュニティベースのインクルーシブ開発戦略（EDIBC）の策定や、「モルフォ・プロジェクト」の実施が挙げられ、これらはコスタリカにおける障害者の自立した生活と自律性の促進を目的としていました。

これらの取り組みにより、国際障害者権利条約の社会的モデルおよび人権アプローチに基づき、障害者のインクルージョンとエンパワーメント、ならびに地域レベルで活動する各機関間の連携が成功裏に実現されました。

これらは、JICAとCONAPDISが、「障害者のエンパワーメントと自立生活のための国家支援の改善」に関する第三国研修を通じて、同地域の他国と共有することが重要であると判断した取り組みである。

JICAとCONAPDISは2022年9月11日付で会議議事録に署名し、これに基づき、アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの各国の参加者を対象とした本研修を3回実施することとなった。

この「第三国」と呼ばれる三角協力の形態による研修は、以下の支援により実現しました



CONSEJO NACIONAL DE  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica





写真1. 2024年度研修生グループ。

1985年5月24日に署名された技術協力協定（以下「本協定」という）および2021年6月15日に交換された口頭メモ（DCI-240-2021）に基づき、日本政府とコスタリカ政府との間で実施されるものです。本コースは、意思決定を行う合議制機関において代表権を有する監督機関または組織の職員を対象としています。

意思決定を行う合議制機関に代表を派遣している組織の職員を対象としています。

このコースは2023年に始まり、今年で最終回を迎えるまで、3年連続で実施されてきました。コースの期間は3週間で、その間



CONSEJO NACIONAL DE  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica

CONAPDISの職員と、実体験や専門知識を持つ障がい者の方々が協力し、各セッションの提案された内容を開発しました。

本コースはバイモーダル形式で実施されました。すなわち、第1週と第3週はオンライン、第2週はコスタリカでの対面形式で行われました



**CONSEJO NACIONAL DE**  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica





# はじめに

## DIAGNÓSTICOS DE LOS ESTUDIANTES



- Discapacidad Intelectual; Moderado, grave
- Trastorno del Espectro Autista
- Síndrome de Down
- Secuelas de Parálisis Infantil

Conapdis

# 学習目標

社会的包摂と障害者の権利擁護に向けた提案の実施を可能にする、エンパワーメント、市民参加、および機関間の連携を促進するための理論的枠組みを提供する。



# 主要な概念

- 障害**：これは、障害のある人と、他の人々と同等の条件で社会への完全かつ効果的な参加を妨げる、態度や環境に起因する障壁との相互作用から生じる、進化し続ける概念である……（国連障害者権利条約、2008年）。
- 保障**：コスタリカ政府が法制度において、すべての障害者の法的平等および市民権を完全に認めるために定めた、適切かつ効果的な仕組みまたは保証。
- パーソナルアシスタント**：報酬を受け取り、障害者が日常生活の活動を行う上で必要な支援サービスを提供できるよう訓練を受けた18歳以上の者。
- 障害者の法的平等の保証人**：知的、精神、および心理社会的障害を持つ人々が、自らの権利と義務を確実に、かつ効果的に保有し、行使できるよう保証する18歳以上の者
- 市民参加**：自分たちが関心を持つ、あるいは自分たちに影響を及ぼす事柄や状況に積極的に参加すること。意見を述べ、決定し、告発する権利。
- エンパワーメント**：社会的・経済的に不利な立場にある個人や集団のニーズを分析・特定する、変革のプロセス。

障害 = 機能の制限 × 障壁  $D = d \times b$

障害 ≠ 機能の制限  $D \neq d$

- 障害への社会的アプローチモデル**：障害のある人は権利の主体であり、社会の不可欠な一員であり、他の人々と同等の権利を有することを認めるものである。
- 支援製品およびサービス**：障害のある人々の自立を促進するために設計された、あるいは市場で入手可能な機器、装置、器具、技術、ソフトウェア、およびあらゆる措置や製品。



CONSEJO NACIONAL DE  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica

## 期待される成果

- 参加者は、コスタリカにおける障害者向け社会支援システムの理論的・哲学的基盤について理解する。
- 参加者は、コスタリカにおけるパーソナルアシスタントの調整、研修、およびフォローアップのプロセスについて理解している。
- 参加者は、包摂的で公平な社会を築くための変革の担い手として、障害者のエンパワーメントのプロセスを認識する。

## 参加国

- エクアドル、ホンジュラス、ニカラグア、ドミニカ共和国、パラグアイ、
- アルゼンチン、ボリビア、グアテマラ、チリ、ペルー、ウルグアイ。





# カリキュラム構成



2024年度コース（コスタリカでの対面セッションを含む）。



約10のテーマを取り上げます。各テーマには、写真とパネリストの簡単な説明を掲載します。

セッションは、テーマ別講演、専門家や障害者との対話、円卓会議、実習、参加者との経験交流といった学習戦略を用いて実施されました。

第三国研修「障害者のエンパワーメントと自立生活のための国家支援の改善」は、ハイブリッド形式で実施されました。

## 国際協力の重要な背景

法律第9303号は、障害分野の統括機関として「国家障害者審議会（CONAPDIS）」を設立し、同審議会は2015年5月7日に労働・社会保障省に所属する、最大限の権限委譲を受けた機関かつ実務上の法人格を有する組織として機能することとなった。CONAPDISは、障害のある人々のインクルーシブな発展およびその権利を促進するため、全国を管轄している。

その使命は、地方自治体、官民セクターの機関代表、非政府組織、障害者およびその家族といった社会的な関係者と連携し、地方および地域レベルにおける政策、計画、プログラム、および組織的なプロジェクトを指揮、主導、調整することである。

その主な機能は以下の通りである：

- 障害者の権利に関する現行の国内および国際的な規範の遵守状況を監視し、評価すること。
- 国家障害者政策の策定、調整、および実施を統括すること。
- 公的機関および民間企業への助言と研修の実施。
- 職業訓練および大学教育のカリキュラムにおいて、障害者の権利と参加を促進する。
- 労働・社会保障省と連携し、公的・民間セクターにおける障害者の就労促進を図る。
- 障害者の能力と人権に関する情報を提供し、メディアの関与を促進する。



障害者の尊厳あるイメージの形成

- 障害者への直接支援を行う選定プログラムの資源提供について、調整および指導を行う
- 障害者に法的助言を提供する
- 障害者団体への意見聴取プロセスを支援する。
- INECと連携し、国勢調査、アンケート、その他あらゆる統計データ収集手段において、障害という変数を組み込むよう調整する。

同機関は、全国に拠点を置き、以下の活動を推進している。

障害のある人々の包括的な発展と権利の促進。その使命は、地方自治体、官民セクターの機関代表、非政府組織、障害者およびその家族といった社会的な関係者と連携し、地方および地域レベルにおける政策、計画、プログラム、および機関のプロジェクトを主導、推進、調整することである。

さらに、図1に示すように、政策・企画部門の役割についても説明する。

続いて、JICAとの協力の枠組みの中で実施された取り組みを要約して示す。その概要は表1にまとめられている。



図1. 政策・計画部門の区分。



期間	目的	プログラム	業務
1979-2018	サービスの質の向上	日本の海外協力隊活動	サービスの強化
2002-2006	連携の強化、障害問題の位置づけ	国際セミナー。ニーズの把握	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一元化</li> <li>2. 部門間の連携不足</li> <li>3. 障害者の参加</li> </ol>
2007-2012	モデルの構築（支援体制の強化）	「Káloie」プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果の普及。国内外での経験の再現。</li> <li>2. 持続可能性の追求</li> <li>3. CENARE-JCPP（JICAチリ・パートナーシップ・プログラム）</li> </ol>
2012-2014	コミュニティベースの包括的開発	第三国コース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. RBCの優良事例の共有</li> </ol>
2013	ホンジュラスへの助言	第三国からの専門家派遣	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Káloieプロジェクトの経験とベストプラクティス（RBC-機関間連携）</li> </ol>
2023-2025	指導的役割とコスタリカの経験に基づく参加を強化する。	第三国コース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3年間のコースおよびプロジェクトのフォローアップ支援</li> </ol>
2024-2025	ブルンカ本部の主導的活動を支援する	ボランティア活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホームや居住施設での生活支援活動</li> <li>2. バリアフリー観光</li> </ol>

表1. JICAとの協力の枠組みの中で実施された活動。



その結果、機関間・部門間の連携、リハビリテーションサービスの強化、就労支援や零細企業支援の取り組みの拡大、地域社会の参加による「包摂的開発戦略」の策定、

障害者およびその組織の集団的エンパワーメントなどが挙げられる。

さらに、市民社会を支援するその他の取り組みも強調されており、その主な成果は表2に示されている。

期間	目標	プログラム	業務
2012-2017 (フェーズ1)	自立した生活 および自立の促進	モルフオプロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自立生活センターの設立</li> <li>2. サービス利用者の能力向上</li> </ol>
2017-2023 (フェーズ2)		自立生活推進プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コスタリカにおけるその他の自立生活センターの設立を支援する</li> </ol>
2023-2025年 (自立生活コース)	ラテンアメリカにおけるその他の自立生活センターの設立を支援する	自立生活コース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 持続可能性の追求</li> <li>2. ラテンアメリカにおける自立生活センターの強化、エンパワーメント、および設立を支援する</li> </ol>

表2. 市民社会を支援するその他の取り組み



## 障害者の権利

障害は、人類の歴史を通じて様々なパラダイムから理解されてきたが、そのうちの2つは、医療・リハビリテーションモデルと社会モデルである。

前者は、障害を病気として捉えるという社会的認識を定着させ、ひいては障害の病理化をもたらした。さらに、「障害」「機能障害」「身体障害」といった用語や、人々の身体構造や機能に焦点を当てた分類を、社会の認識の中に定着させた。

現在注目を集めている社会モデルは、障害者運動から生まれたものである。その第一の目的は、障害者の社会的イメージを是正することであり、障害者が社会の他の構成員と同等の権利を持つ人間であることを認め、さらに、障害者は単なる医療の患者ではなく、他の市民と同様にサービスの利用者であることを明確に示すことにある。

## コスタリカにおける人権および障害者の権利に関する国内法および国際法

障害者の権利に基づくアプローチは、各国が人権に関する国際条約の批准に伴い背負った国際的義務に沿った法制度を整備している場合に限り、実行可能となる。我が国における歴史的な節目については、以下の表に示されている。

- **法律第1967号。憲法改正。** 障害を持つ人々に対する国家による特別な保護を保障する。
- **法律第7600号。障害者機会均等法。** コスタリカ政府の義務として、環境、資産、サービス、および公共施設がアクセシブルであることを保証すること、さらに、直接的または間接的に差別を助長したり、プログラムやサービスへのアクセスを妨げたりする行為や規定を排除すること、そして社会の各セクターおよび障害者を支援することを定めている。



- **法律第8661号。障害者の権利に関する条約。**  
すべての障害者が、平等な条件下で人権および基本的自由を完全に享受できるよう促進、保護、保障するとともに、その固有の尊厳の尊重を促進する。さらに、法律の前における人としての平等な承認も定める。

### 法律第9379号。障害者の自立促進に関する法律

この法律の目的は、すべての障害者が、他の人々と同等の条件で、個人の自律の権利を享受できるようにすることである。

「個人の自律の権利」とは、以下のことを指します：

- 他の人々と同等の条件で、人生の計画を立てること。
- 生殖、市民、選挙に関する権利。
- 能力と資質を尊重する。
- 人権を尊重する。
- 財産権を尊重：財産を所有し、相続し、管理する権利

金銭、借入、および恣意的に財産を剥奪されない権利。

この法律は、障害者の代理決定から意思決定支援モデルへの転換を定めている。

この支援モデルにおいて、本法は2つの人的支援の役割を定めている。すなわち、パーソナルアシスタントと法的平等の保証人である。

パーソナルアシスタントとは、障害者が日常生活の活動を行うのを支援する能力を有する18歳以上の者を指す。

日常生活の基本的活動とは、障害者が自立して生活を送ることを可能にする日常的な行動を指し、具体的には以下の通りである：

- 身の回りの世話、家事、食事、生活に必要な移動。
- 金銭の管理、服薬、学習・就労・医療・レクリエーション施設への移動。
- 人や物の認識、方向感覚。  
課題を理解し遂行するための適性、技能、能力。



また、同法は、障害を持つ人々に対して差別化された貧困測定手法を定め、そのために障害に基づく基礎生活物資バスケットを設定している。

この枠組みにおいて、貧困状態にある障害者とは、障害に関連する生活費、法定基本生活費、およびパーソナルアシスタントの費用を自己資金で賄うことができない者を指す。

### 障害関連生活費

障害のある人が利用する製品、サービス、および生活必需品の総称。障害のある人の特定のニーズに基づき、環境上の障壁に関連して一つ以上の制限が生じるもの。例：使い捨ておむつ、栄養補助食品、補助器具および移動支援機器。



### 基準生活費

INEC（国立統計局）が定義する一人当たりの所得に基づき、基本的なニーズを満たすために必要な、住居、教育、衣類、医療、レクリエーション、公共サービス、および食糧のニーズの集合体。人が尊厳を持って生活するために必要な基本事項を含む。



## ユニバーサルデザインの物理的およびデジタルアクセシビリティ

### デジタルアクセシビリティ

デジタルアクセシビリティとは、ウェブサイト、ツール、および技術が、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用できるように設計・開発されていることを指す。具体的には、ユーザーがウェブを認識し、理解し、ナビゲートし、操作し、またウェブへの貢献ができることを意味する。

2023年にニューヨークで開催された「障害者の権利に関する条約」第16回締約国会議において、図2に示されている分野が優先分野として指定された。

ウェブサイトの設計、開発、評価に携わる専門家は、アクセシビリティ向上のプロセスにおいて、障害を持つ人々の要件を考慮に入れる必要があるため、

ユーザーによるヒューリスティックテストおよびユーザビリティテストの実施が推奨される。なお、対象となるユーザーは、ウェブサイト閲覧の経験を有している必要がある。デジタルアクセシビリティに関する国際的な規制に加え、以下の法規においても定められている：

- World Wide Web Consortium (WCAG) が定めたアクセシビリティ基準に基づく、コンテンツのアクセシビリティガイドライン。
- ユーザーエージェントのアクセシビリティガイドライン (UAAG)
- 作成者ツールに関するアクセシビリティガイドライン (ATAG)

コスタリカが実施した取り組みやベストプラクティスの一環として、以下が共有されました：

- a. 「2022-2027年国家電気通信開発計画」、特に目標25：情報通信技術におけるアクセシビリティ基準およびユニバーサルデザインの適用に向けた戦略の100%達成



図2. 障害者の権利。



2021年時点で中央政府機関に導入された情報通信技術。

- b. 指針051-MTS-MICITT コスタリカ公共部門におけるアクセシブルなウェブサイトの導入。
- c. コスタリカ技術標準協会（INTECO）が発行した技術基準、特にICTのアクセシビリティおよびユニバーサルデザインに関する技術小委員会（C TN 03 SC 02）に関連する基準において、障害を持つ人々の参加の重要性が強調されている。

デジタルアクセシビリティを確保するための推奨事項は以下の通りです：1. 戦略的提携を結ぶ、2. ウェブサイト上のアクセシビリティレベルに関する情報を掲載する、3. アクセシブルなデジタルコンテンツを確保する、4. アクセシビリティ用のウィジェットやプラグインを使用しないこと。

### 物理的アクセシビリティとユニバーサルデザイン

インクルーシブな環境で生活するための不可欠な要素であるユニバーサルデザインは、参加の場、サービスの提供、インフラ、行政手続きなど、

理解しやすく、実用的で、使いやすくあるべきであり、それによって快適さ、自律性の発揮、そして自然な生活が実現される。

アクセシブルな空間とは、次の3つの条件を満たすものである：適応性、実用性または使いやすさ、そして変換可能性または汎用性。

### 障害者の社会参加と政策提言

コスタリカには、障害者の自立生活運動が広く展開されており、その起源には、市民参加の促進と組織のエンパワーメントに向けたCONAPDIS（国家障害者審議会）による取り組みがある。

市民参加の権利はコスタリカ憲法に明記されており、CONAPDISは過去19年間にわたり一連の取り組みを主導してきた。同機関は市民教育の場を提供し、知識の共有と能力開発を可能にしてきた。

以下に、実施された各施策を列挙します：



- 市民によるアドボカシー活動を、地方および国家レベルでの公共政策の策定と実施に影響を与えるメカニズムとして推進する。その結果、地域社会における選挙による公職への就任や意思決定への障害者の参加が増加している。
- 証拠の特定、要求事項の提示、所管機関との交渉、および各関係者が引き受けた約束の履行状況の追跡を含む「市民監査」を通じて、権利の遵守状況を監視するためのツールを提供する。
- 障害者団体による全国および地域レベルの会合を開催し、保健、教育、インフラなどの様々な分野において、障害者コミュニティの最も重要なニーズを特定する。特に、障害のある女性を対象とした会合が開催され、そこではジェンダー格差や暴力の問題が浮き彫りになった。
- 選挙プロセスの監視を通じて、市民的・政治的権利を行使する。

こうした取り組みは、個人および組織における変化、進化、発展、成長、新たな機能、人間関係の有効性、そして組織の成長をもたらす。

## 「個人の自立促進プログラム」

### 自立した生活とは何か？

これは一つの運動であり、ライフスタイルです。どのような障害を抱えていようとも、その程度がどれほど重度であっても、誰もが自立して生き、自己決定権を行使し、自らの人生の主役となり、自らの運命と日常生活を自由に築くことができるものです。

自立した生活とは、意思決定を通じて個人の自律性を発揮し、地域社会の中で生活することです。ただし、そのために、必要に応じてパーソナルアシスタントの支援を受けることも含まれます。

「自立した生活は、障害の性質や程度にかかわらず、すべての障害者にとっての基本的権利である」。



単なる理念ではなく、権利なのです！

- 障害のある人は、他のすべての人と平等な条件で、地域社会で生活する権利を有する。
- 障害のある人は、他の人々と同等の条件で、居住地や、どこで誰と暮らすかを選択する権利を有し、特定の生活様式に従って生活することを強制されることはない。
- 障害のある人は、在宅支援、居住支援、その他の地域支援サービスを受ける権利を有する。これには、その生活と地域社会への参加を促進し、孤立や地域社会からの分離を防ぐために必要なパーソナルケアも含まれる。
- 障害のある人は、地域社会の施設やサービスが、平等な条件で利用可能であり、かつ自身のニーズが考慮される権利を有する。

自立生活の原則：

- 選択する
- 決定する
- 地域社会での生活
- リスクを負う
- 自律性を発揮する

- 人権の行使
- ピアカウンセリング

### パーソナルアシスタントとは？

人的介助は、障害のある人々が自立した生活を送る権利を享受できるよう、コスタリカ政府が提供する支援サービスの一環です。

障害のある人々が自立して生活する権利とは、自らの生活に関わる決定について選択の自由と決定権を持ち、社会において最大限の自己決定と相互依存を実現することを意味します。

このような枠組みにおいて、パーソナルアシスタントは、障害のある人が他の市民と同様に生活するために不可欠な人的支援の手段である。

パーソナルアシスタントは、障害のある方から指示があった際に、その指示に従ってタスクや行動を遂行するために同行し、その方の「手」「目」「耳」となり、そして.....



、いかなる場合でも障害のある方の意思が尊重され、その結果、その方が自身の生活のあらゆる側面について決定できるよう保証する。

パーソナルアシスタントは、行動の開始や決定を常に障害を持つ本人が行うという点で、自立支援の一形態と言えます。そのため、この関係は、直接的な家族関係や感情的な関係（など）から距離を置くか、それらとは切り離すことが重要です。そうしなければ、障害を持つ本人の意思決定や、パーソナルアシスタントとの関係に歪みが生じる恐れがあるからです。

パーソナルアシスタンスを通じて提供される支援は、以下の条件を満たす必要があります：

- 柔軟であること。つまり、利用者の必要に応じて変更できるものでなければならない。
- 個別対応：同じ種類の支援がすべての人に当てはまるわけではありません。一人ひとりに合わせた支援が必要です。
- 尊重：パーソナルアシスタントは、障害のある方の決定、権利、プライバシーに関する安全、そして尊厳を尊重しなければなりません。
- 交代制で配置されるべきであり、これにより利用者と介助者の間に依存関係が生じるのを防ぐことができる。

それは、障害者の自立を保障するというパーソナルアシスタンスの主たる目的が果たされなくなるためです。また、障害者が一日中いつでも支援できる能力を持つ複数の人々のサポートを受けられるようにするための支えでもあります。さらに重要な点は、アシスタントが休息をとる時間を確保できることで、将来の怪我や「燃え尽き症候群」を予防できることです。

これは、日常生活を送る上で支援を必要とする障害のある方々に提供されるサービスです。

当該サービスは、18歳以上の有資格者が、報酬を受け取る見返りとして、障害のある方に対し、日常生活の活動を行うための支援サービスを提供するものです。

「個人の自立促進プログラム」に基づき、パーソナルアシスタントは国立職業訓練センター（INA）の認定を受けており、パーソナルアシスタントおよび市民団体の登録簿に登録されている必要があります。



または、CONAPDIS（国家障害者審議会）の「個人の自立と社会保護ユニット」が指定する、本サービスを提供する企業に登録されている必要があります。

パーソナルアシスタントサービスは、「個人の自立促進プログラム」から給付金を受給している障害者に対し、時間単位で提供されるサービスです。

「個人の自立と社会保護ユニット」が定めた規定に基づき、パーソナルアシスタントはサービス提供者として位置づけられており、障害のある方はそのサービスを月単位で契約することができます。

パーソナルアシスタントは、障害のある方のニーズおよび個別支援計画に明記された活動内容に基づき、日常生活の基本的な活動を行うための介助サービスを提供します。

サービスの提供時間および活動内容は時間単位で行われ、週ごとに変動する場合があります。

## パーソナルアシスタンスの目的

パーソナルアシスタンスの目的は、障害のある方が他の人々と同等の条件で、個人の自律権を行使できるよう支援することにあります。

## パーソナルアシスタントにはどのような義務がありますか？

- 障害のある方一人ひとりの個別支援計画に基づき、支援を行う。
- 障害のある方の自己決定権を常に尊重する。
- 障害のある方の好みや関心を尊重する。
- 身体的、言葉による、財産的、性的、あるいは感情的な暴力を加えない。
- サービスを慎重に行う。

## ローテーション

パーソナルアシスタントサービスはローテーション制を採用しています。これは、介助スタッフの過重負担や精神的・身体的な消耗を防ぐためであり、こうした負担が蓄積されると、障害を持つ人に対する危険な行動や暴力につながる恐れがあるためです。



障害を持つ人が感情的な依存関係に陥ったり、行動の自由を失ったりすることを防ぐ。

TelloとCéspedes（2023）によると、感情的依存とは、対象者が「大切にされ、受け入れられ、愛されている」と感じるために、身体的・感情的な接触を必死に維持しようとする行動と定義される。また、自律的に意思決定を行うことができないことや、見捨てられることを避けるための衝動的な行動も特徴であり、これは適応不全的な行動様式の一つである。

感情的な依存は、支援を受ける側から支援を提供する側へと生じるだけでなく、介護者側の共依存症候群として現れることもあります。この場合、文献によれば、障がいのある人に支援を提供する人は、逆に支援を受ける人に依存してしまうリスクがあることが指摘されています。つまり、本来あるべき逆の関係とは異なり、自分が気分良くいるために支援を受ける人を必要としてしまうのです。

共依存の兆候としては、自分が不可欠だと信じ込むこと、一部の介護や支援を他人に任せようとしないこと、自分や相手の限界を受け入れられないこと、理解できないことなどが挙げられる。

困難な状況に対処することに疲れ、うんざりしてしまうのは当然のことです。など。

適切に対処したり、先を見越して対応したりしないと、共依存の傾向を持つサービス提供者が、次のようなりiskを負うこととなります：

- 障害のある人の意思決定や自立を妨げてしまう可能性があります。
- 健康状態を悪化させる可能性があります。
- 多くの場合、障害のある人の周囲の人々や大切な人との関係を過度にコントロールしたり、不健全なほどにその人の時間を独占したり、あるいは「自分のやり方」で物事を進めようと強要したりするといった行動が見られることがあります。
- 障害のある人に対して過保護になりがちで、過度に守ろうとしたり、家事や身の回りの世話に参加させるなど、ある程度の自立を許さない傾向がある

### 自立生活センター

自立生活センター（以下、CVI）は、障害者が自主運営を行う市民団体であり、



その目的には、自立生活（Independent Living）の理念の推進と、障害のある人々のエンパワーメントが含まれている。

「自立生活センター」という概念は、1972年にアメリカ合衆国カリフォルニア州バークレーで、エド・ロバーツによって提唱されました。彼は世界的な自立生活運動の創始者であるだけでなく、自身の生まれ故郷であるバークレーに敬意を表して、最初の「バークレー自立生活センター」を設立しました。

特徴：

- a. CVIは、自立生活哲学の理念に基づいて運営されています。
- b. CVIは、障害者に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために取り組んでいきます。
- c. 意思決定機関および実施機関はいずれも、障害のある人々によって運営される。したがって、意思決定機関の構成員の半数以上（51%以上）は障害のある人々となる。
- d. CVIは、障害の種類や個々のニーズに応じて、様々な障害を持つ人々にサービスを提供する。
- e. CVIは、「自立生活」の理念に基づき、パーソナルアシスタンスサービスを提供しています。そのため、利用者の意思決定を尊重し、サービス利用者にとって最大の利益が得られるよう努める必要があります。
- f. CVIは、政策立案や情報提供を基本サービスとして含む擁護サービスを提供しています。
- g. CVIは、ピア・カウンセリング・プログラムおよび自立生活プログラムのサービスを提供しています。
- h. CVIは地域社会内に設置されなければならない、これはそこで活動する障害のある人々が十分に参加するために不可欠である。
- i. 非営利団体として設立される。





# 結論



アクセシブルな観光体験を共有するため、マヌエル・アントニオ国立公園を訪問。

## 国際協力機構（JICA）の信頼

このイニシアチブの設計、策定、実施のプロセスにおいて、国際協力が、ラテンアメリカ・カリブ海地域の各国において、戦略的パートナーシップを構築し、障害者の権利を実現するための手段であることが明らかになっている。

国際協力機構（JICA）は1987年以来、当機関の戦略的パートナーであり、わが国の障害者団体のエンパワーメントを通じて、障害者の自立と自立した生活を推進する主要な原動力の一つとなっています。特に、パナマと国境を接する同一の地域内に多様な人口集団が共存していることから、一連の内部的な不平等に直面している地域の団体に対して大きな影響を与えています。

本コースの成功は、コスタリカ政府が障害者の方々と連携して実施している人権促進の取り組み、とりわけ国家障害者審議会の主導的役割を認識し、それらについて学びたいという参加者の関心と意欲にも起因しています。

一連の課題が依然として残っているため、これは決して容易な道のりではありません。しかし、同機関によるサービスの提供と機関間の連携により、障害者のニーズを特定できる全国的な体制が整いました。これらのニーズは、単一の機関だけでなく、地方自治体レベルを含む国家全体の仕組みによって対応されるべきものです。

国際法や条約の採択は、人権に関する指針となる枠組みを構築するための基本的な要素の一つである。しかし、機関、地方自治体、および中央政府は、政策の運営、様々な参加の場における障害者の位置づけ、そしてサービスの提供を通じて、その実施に向けた取り組みを推進しなければならない。これには、設定された目標の管理、監視、および進捗状況の追跡を行うための一連のプロセスが必要となる。

国家障害者審議会による「自立・社会保護プログラム」の創設は、貧困または極度の貧困状態にある障害者が、個人の自立に関する権利を享受できるよう支援するための取り組みである。







© 国家障害者審議会（CONAPDIS）

行政・技術調整担当チーム：

マリアナ・カマチョ・コルデロ パウ

ラ・アリアス・アルタビア

マリア・エウヘニア・サラス・モラ



2025



**CONSEJO NACIONAL DE**  
PERSONAS CON DISCAPACIDAD

Gobierno  
de Costa Rica